

平成19年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成19年6月14日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君
観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案の訂正について

第2 議案上程・質疑・委員会付託

議案第29号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

議案第34号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

議案第35号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算

第3 請願の委員会付託

請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

請願第3号 「国における平成20年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願

第4 休会の件

開 議

平成19年6月14日（木） 午前10時00分開議

○議長（末吉定夫君）ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案の訂正について

○議長（末吉定夫君）日程第1、議案の訂正についてであります。

市長より議案の訂正について発言を求められておりますので、これを許します。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）大変恐縮でございますが、議案の訂正について申し上げます。

お手元に正誤表を配布いたしましたとおり、議案第35号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算について、補正予算書42ページ及び43ページの同会計補正予算説明書中、資本的収入の企業債に係る既決予定額及び計の金額、並びに資本的支出の企業債償還金に係る既決予定額及び計の金額に誤りがありましたので、訂正くださるようお願い申し上げます。

以上で訂正についての説明を終わりますとともに、慎んでおわび申し上げます。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（末吉定夫君）日程第2、議案を上程いたします。

議案第29号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 勝浦市特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君）議案第30号でございますけども、この中に「市長が別に定める者を除く。」とありますが、これはどういう意味なのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君）お答え申し上げます。勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正するという事で、本議会にお願いしてございます。ただいまご質問の市長が別に定めるということでございますが、本条例につきましては、従前、所得制限というものがございまして、平成18年4月1日より障害者自立支援法の自立支援医療におきまして制度が変わってきたという中で、一定所得以上の者を公費負担の対象外とするというものも含めた措置がとられたということが、まず大前提としてございます。

これに伴いまして、県でも同種の改善事業、重度心身障害者（児）医療給付改善事業というのがございましたが、この要綱が改正されまして、所得制限が8月1日より導入されるということに伴いまして、勝浦市の条例も同様の対応を図るということでございます。内容的には、所得制限の導入ということでございます。

その中身につきましては、一定額以上の者に対しては補助対象外とするという内容を、ここに「市長が別に定める者を除く。」ということで記載してございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君）その中身なんですけども、一定所得、どこら辺が低所得者と高所得者の振り分けになるのか、そこら辺をよろしく願います。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君）所得につきましては、先ほど申し上げました障害者自立支援法の関係で、自立支援医療と同様に世帯、これは医療保険の単位でございますが、世帯の市町村民税、これにつきましては所得割が23万5,000円以上の者（児）の世帯を補助対象外とするという内容でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）今の30号に関連してですが、補正で19ページで353万1,000円の減額補正が出ているんですけど、それがこの条例に見合う補正だと私は理解しているんですが、今度の勝浦市の支給に関する条例の改正によって、県費がなくなったけれども、激変では障害者にとって負担がかかってくるので、市の単独で2分の1を補助すると、こういうことにしたという説明があったわけなんですけど、それらについて、まず県の改正というけれども、障害者にとっては改悪だと

思うんですが、所得制限も含めて。それによって、現在の勝浦市の重度心身障害者がどの程度の減額によるマイナス額が出てくるのか。それに対して、2分の1補助によって、どの程度、逆にフォローされていくのか。その点、具体的にお尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君）ただいまのご質問は、障害者に対するどの程度の影響かということかと思えます。議員、ご承知のとおり、8月1日から所得制限が入り、県は4月1日から食事の経費については廃止するというような中で、勝浦市も制度の検討を重ねたところでございます。

こういう中で、今回、補正予算にも上げてございますが、従来、県費も含めて100%支給が県費の2分の1補助がなくなったということで、その分を差し引いた額が重度心身障害者にご負担をいただく額というふうに基本的にはご理解をいただきたいというふうに思います。

現在、勝浦市におきまして、重度心身障害者と言われる方がございますが、これは法律的にいろいろな法律があるわけですが、身体障害者手帳の1、2級の方が386名いらっしゃいます。そのほかに療育手帳の重度と言われる方が49名、合わせて435名の方々がおいででございまして、19年の3月末現在でこのうち417名の方が申請を行っておるところでございまして、この方々が入院して食事を必要とするかどうかということも含めて検討しておりまして、その結果が補正予算の減額、350数万円という数字になったということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）県が入院については廃止だと。それに対して市単で2分の1補助すると、説明では私はそう理解したんだけど、間違っていれば、そちらで再度説明してもらいたいんだけど、それによって、どの程度、今具体的に言われた入院を必要とする市内の人たちに対して、緩和措置の額はほぼどの程度になるのか。あくまでも見込みだと思うんですけど。以上。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君）ただいま議員おっしゃられましたように、県が2分の1の廃止を行ったということで、市は従前行った2分の1の額を心身障害者の負担軽減という意味合いから、この制度を市単で行うということでございます。

影響額ということでございましたが、先ほど申し上げた方々に対するものでございますが、食事の提供につきましては、その影響額といいますか、ご本人が負担となるという数字につきましては298万円程度というふうに試算してございます。もちろん、これは入院する方々、その時々によって日数あるいは入院の期間等さまざまございますので、決定額ということではございませんが、おおよその試算としてその程度を見込んでおります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第29号は建設経済常任委員会へ、議案第30号ないし議案第32号、以上3件は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（末吉定夫君）次に、議案第33号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、議案第34号 平成

19年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第35号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君）議案第33号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算で2点ほどお伺いいたします。

25ページ、社会教育費、公民館費でありますけれども、この委託費、そして使用料及び備品にかかわる詳細をお伺いしたいんですけれども、まず私が知り得ている中のものからお聞きしていきたいんですけれども、その中の備品購入費でありますけれども、840万円、自動車の購入費、こういうふうにされていきますが、現在のバスでありますけれども、これは平成7年、先般の説明でも7月9日が車検日であるというふうにお聞きしておりますけれども、現在まで12年、三菱製の大型バス。そして、距離もたしか33万キロメートル余りでありますが、これがまずどういう経緯で今回、購入に当たるのか。

そして、使用料が1,000万円ほど軽減されるんだよというふうに、その他借上料というふうになってますけれども、この捻出がどのようにされたか。そして、委託料でありますけれども、公民館バス運行業務委託料というふうにされてますけれども、この詳細をお伺いしたい。

それと、13ページ、財産収入、これも公民館バスにかかわるものでありますけれども、100万円が計上されてます。この詳細、どういう経緯、計算方法をもって100万円という収入を見込んでいるのか。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。まず最初に、どういう経緯で購入するのかといをご質問でございますが、このあじさい号については議員もご承知のとおり、12年経過しております。その間、バスが老朽化したことにより、かなりの故障が出まして、故障事例を申しますと、16年度においては運行中止した件数が11件ございます。17年度についてはございませんが、16年度に運行中止した事例について、例えば観光商工課で使います西東京の観光物産展に行く予定であったものが、バスのエア漏れとか、バスのDPFのことにに関して故障の原因から中止になったということでございます。

そういうことから、社会教育課といたしましては、あじさい号の運行を19年1月1日からは千葉県内の使用ということで、高速には乗らないというような仕様で運行している状態でございます。このような状態から、バスを購入ということで考えをいたしました。

予算上で使用料、賃借料に1,000万円という金額を入れたわけでございますけど、当初予算の計上時に、業務委託をして、会社については決定しておりませんが、その会社のバスを使用して業務を委託するという考えのもとに使用料、賃借料で計上いたしました。その後、今回の6月補正になりましたが、その会社と交渉中に中古バスを購入する方法もあるという提案がなされまして、その提案を業務委託と中古車を購入した場合、新車を購入した場合、この3点についていろいろ比較検討いたしました。比較検討した結果、中古車を購入して運行業務だけ委託する方が安いという結果がわかりましたので、今回の6月補正の予算計上ということになりました。

歳入の方の 100万円という金額でございますけど、これについては中古車業者の方からこういう大型バスを持っている自治体に問い合わせがありまして、バスを売る場合は、うちの方に声をかけてくださいというお話がありまして、それによりますと、あじさい号を売買する場合、100万円はくだらないだろうということでもございました。それについて、根拠というものがうちの方にも必要ですので、インターネット等で調べた結果、この年式のバスを売買する場合、100万円はくだらないという結果が出ましたので、歳入項目の中で100万円という金額を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君）12年使って故障も多いので、購入をして、車を買いかえるんだよということかなと思うんですけども、試算をして全部委託よりも自動車を購入して運行業務を委託した方が安上がりだよという理解でよろしいのかなというふうに思うんですけども、その委託料の内容、詳細をもうちょっと細かく実は聞きたかったんですけども、そのところはもう一度、申しわけないんですけども、お伺いしたい。

今後は県内に限定して運行もしていくんだよという考えの中でというのもあるのかな。はっきり理解できなかったんですけども、というのは、今まで課長がおっしゃられたように、県外、主に都内程度だったとは思うんですけども、行かれている実績などもあるわけでありまして、そういう意味で、市内、県内、都内というか県外、そういう実績も踏まえて、業務委託はいろいろな試算の方法があって、その中でされてきていると思います。そのところ、もうちょっと細かく伺いたかったところであります。

また、購入に当たりましては、その見積もり先や方法、840万円というふうに既に金額が提示されているわけですから、車名ですとか、年式ですとか、走行距離、そういうものが既にわかっているようであれば、あわせてお伺いしたい。

そして、財産収入の方ですけども、業者が示す金額であるから100万円はくだらないだろうと。今、ガソリン高騰してますので、どういう状況があるか非常に微妙なところだとは思いますが、業者が単に示す金額で100万円と計上してきたわけではないのは十分承知してはいますが、より慎重に取り扱っていただきたいなということを踏まえてご質問させていただいてはいますが、売却に当たっては、先ほど課長からインターネットでというようなお話もありましたけれども、ほかの近隣でも既にそういう方法で、オークション形式で売却をされているところもありますけれども、そういう考えに立っているということで理解していいのか、それもあわせてお伺いいたします。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）失礼いたしました。委託料金につきましては、年間のバスの運行見込み件数、これは17年度実績で上げております。これが年間が161日運行をいたしました。それで試算をしました。この161日については、平成17年の実績数ですが、なぜ18年度でないのだというご質問、多分、疑問抱かれると思いますが、18年度については故障が多かったので、県内運行のみということで実施しておりました。その関係から17年度実績数で運行数を上げました。

内容につきましては、例えば市内運行、県内運行、都内運行、東京を除く関東運行、関東1泊運行、関東以外の1泊運行ということで、実績の件数を求めて計算をしております。実績を言いますと、平成17年度で市内運行が39件、市外が91件、県外が31件、合計で161件、これによって

試算をしております。

歳入の方でございますが、歳入の方の売買をする場合、どのような形で売買をするかということでございますけど、実は最近、長生村においてホームページにおいて公用車を売却するというようなことが載っております、それによりますと一般競争入札により札を入れるというような方法を示されております。勝浦市におきましても、ホームページ等に載せて、一般競争入札で売却をしたいと考えております。

購入する予定のバスの件でございますが、車名についてはいすゞです。初年度登録については平成14年車、走行距離については約41万キロメートルの車で業者より提案がございました。今言ったことについては、予算要求のための見積もりから提示したものでございます。

委託料金の内訳でございます。市内運行の単価を5万円で26件、130万円、県内が5万2,000円、70件で364万円、都内運行が6万2,000円で15件、93万円、東京を除く関東運行が10万円で6件で60万円、関東1泊運行が18万円で1件、18万円、その他合計で737万円の委託料を計上しております。これは時間外の加算を含んだ金額ですが、時間外については、市内運行で1時間当たり6,360円の8時間、5万880円、県内の運行の時間外が6,630円の10時間で6万6,300円、都内運行の時間外でございますが、7,940円の、大体都内運行ですと2時間ぐらい時間外を示されますので、それが10件で15万8,800円、それらを総計しまして737万円という金額を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君）課長、詳細にご説明、まことにありがとうございます。

自動車も既に予定されているということで、業者が提示している車でありましょうから間違いないと思いますけれども、年式も7年、新しいと。ただ、距離の方が若干、5年で41万キロメートル、現行のものが33万キロメートルですと、今、計算したんですけれども、2.9倍です。距離は年間割り算してみますと、現行のものが2万8,000キロメートル強、業者提示のバスが年間で約8万2,000キロメートル、機械ですから、しっかりメンテナンスをしてやれば問題はもちろんないと思いますけれども、いずれにいたしましても、勝浦を走る、また市外、県内県外を走るときには、市民を乗せて、勝浦の顔でありますから、そういう意味では安全運行をお願いして、終わります。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君）私は1点だけ、今、前段者のあじさい号の件を確認したいのですが、この補正で購入費840万円の補正をとったと、これは理解しているところでございますけれども、この840万円の金額の中に、現在、勝浦のあじさい号の模様がえというんですか、これを含めた金額なのか。それとも委託されて、小湊バスのああいう模様のままで運行されるのか。今までの勝浦のあじさい号のああいう形で今後、運行委託されるのか。その辺を1点、ひとつ確認をしておきたい。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。この金額については、リニューアル料金としてボディカラー、これは勝浦仕様にしての金額が含まれた金額でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）一般会計の歳入からいきますが、15ページの繰越金との関係ですが、18年度決

算で2億3,165万円、当初で6,000万円計上し、今回812万2,000円計上した。合わせて相残りが1億6,352万8,000円というふうに説明があったわけですが、今回は6月補正ですか、今回以降、現在第1四半期、これから第2、第3、第4四半期と向かっていくわけですが、今後の財政上の見通しについて、概略で結構です。お答えをいただきたい。

今の出ていたバスとの関連ですが、この際、言ってみればあじさい号が民間委託されるわけですが、もちろんそうではないと思いますが、今までどおりのあじさい号としての役割を、同じような趣旨と形で運行はされていくのか、念のために確認したい。

この際、いろいろな市内から各種団体、その他個人も含めてあじさい号使用方についての意見があるわけですね。執行部、十分ご承知と思うのですが、いろいろな意見が入ってきております。こういう場合にもあじさい号の使用方をお願いしたいと。もう少し弾力的な運行、運用はどうかと、入ってきていると思うのです。実際に社会教育団体などでも、使用しようとしても、いつも満杯で、人気があって、かち合う場合が出てくるわけですね。こんなことも含めて、この際、いろいろな面において検討を図っていく考えがないのか、運行問題とか、そういう市内の意見などを踏まえて、その点についてお尋ねしておきます。

当然、今張りついている運転手は、ここから引き上げると思うんです。運転手の処遇については、どういうふうに考えているか。その点についてもお聞きしておきたいというふうに思います。

歳入と歳出の関係で条例のところでは先ほど聞いたのですが、もう一度お聞きしたいのは、13ページの民生費県費補助金なんですが、475万3,000円の減額なんですが、これは予算説明の中では入院時の食費の廃止によって、県がそれを廃止することによっての減額だと、こういう説明だった。歳出の19ページで、扶助費で353万1,000円の減額なんですが、これは医療費支給事業ということでありまして、片や県費、歳入における説明は、心身障害者（児）医療費給付改善事業。恐らく、こっちは入院時廃止だけの減額というふうに私は理解したんですが、そうすると、歳出の方では入院時廃止と8月からの所得制限による若干の減額、これらのやりとりによって、結果としてこういう歳入と歳出の数字が出てきたのかなというふうに理解したんですが、その辺について、もう一度、私にわかるように係数整理でご説明をいただければというふうに思います。

水道事業会計ですが、今回は企業債の借換債なんですが、この借り換える企業債を8,600万円。一気に返してしまう償還金を8,725万1,000円の計上でありまして、いつも聞くことですが、このことによって今まで借りていた金利による完全償還と、今回の低金利に借り換えることによっての金利の差額、つまり結構もうかると言ってはおかしいけど、これによるメリット、額についてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）お答えいたします。今後の財政需要の見込みでございますけれども、衛生費につきましては、ごみ、し尿処理施設等の営繕、あるいは道路関係ですと道路の補修工事関係、あとは教育費におきましては学校等の小規模修繕、こういったのを含めまして、今後1億6,340万円ということを見込んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。1点目の今までどおりの形で運行するのかというご質問でございますが、ただいま運行については運行範囲を千葉県内として、高速道路につい

ては運行したいということで実施しておりますが、新しく車を購入することができましたらば、関東甲信地方1都6県、山梨県、長野県及び静岡県 の範囲で今まで運行しておりましたので、そちらの方に戻したいと考えております。

2点目の使用方法について、弾力的な運行についてはどうかというご質問でございますが、私の方もいろいろな市民の方のご意見を伺っておりますので、これは館長の方といま一度、相談し、検討したいと考えております。

3点目の運転手についての処遇についてでございますが、ただいま総務課の方と協議している段階でございます。以上で答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君）次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君）重度心身障害者の医療費の関係でございますが、先ほど私もすべてを説明いたさなくて申しわけございませんでしたが、食事分だけではない、ほかに証明分とかたくさんあるわけでございますが、基本的に、まず19ページの歳出の関係でございますが、これにつきましては当初予算額が4,280万円のところ、今後の見込みが 3,926万 8,000円ということで350万円ほどの減額補正をするということでございます。これについては、基本的に医療費分約 3,300万円は補正後も変わらず。それとお医者さんに証明をいただくわけですが、そういう経費につきましては22万円かかります。これについても変わらないという試算でございます。

この中で特に食事負担分につきましては、当初予算額につきましては 896万円というところを一部負担をいただくということで、これが補正後 597万 3,334円という試算がございました。このほかに新たに加わった所得制限の減額分ですが、これが54万 4,000円程度でございます。こういう試算を含めて、ただいま申しあげました当初予算額と今後の必要額を試算しまして、その差額を歳出予算の減額補正ということでございます。

歳入予算につきましては、そのような試算の中で、県が2分の1の補助ということでございますので、その2分の1を計算しまして、その差額の 475万 3,000円の減額補正をするということでございます。内容的には、歳出予算の構成要素が歳入予算に反映されるということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君）お答えいたします。公営企業金融公庫の企業債借り換えに伴います金利の軽減につきましてのご質問であります。今回、計画しておりますのは4件の企業債の借り換えでありまして、要望がすべて許可となりますと、借り換えを行わない場合と行った場合とで金利の軽減額は 2,029万 3,367円と、このようになる予定であります。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）運転手なんですけど、今の時点で言えることは、市長部局の方に所属換えになるということは言えるのかどうか、その点。

そもそもあじさい号が市民号として始まった趣旨、その趣旨に基づいて、民間委託されても、私がさっき聞いたのは、静岡に行くとか、距離が拡大するとかという問題よりも、そういう本来のあじさい号運行の趣旨が曲げられないで、そのままちゃんとやられていくのかどうかということをお聞きしたので、その点、もう一度、お答えいただきたい。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）自動車運転手の処遇の関係でございますが、運転業務以外、通常の公民

館あるいは市民会館業務関係も一部行っていると伺っておりますので、7月10日の委託以後の関係につきましては、人事異動を含めて教育委員会と協議してまいりたいというふうに考えます。

○議長（末吉定夫君）次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えします。先ほどは失礼しました。趣旨については、今までどおり、社会教育をメインとして実施していく考えでございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）それでは、前々段者にも基づいてますけど、25ページの公民館バス、先ほど答弁で今回あじさい号のこの方式を採用したと。これが一番安かったということであります。その後いろいろ細かい答弁で、細かい内容がわかってきたわけですが、ただ、一番安いというたった一言、私たちに説明があったわけですが、最初はバスレンタルを含めて運行委託したケース、中古車を買って運行委託、これが一番安いと言った。あと新車で検討したと。安いといっても、私たちは安いかどうかという数字がわからないんですね。比較したというんだから、当然、数字を出してあると思うんですね、単価だけだと思うんですが。ただ安いだけということであれば、その安さだけで選んだということになってしまいますが、基本的に今回、補正予算で570万円の補正を要求されているわけですから、当然、予算を上回ってますから、当初の検討した数字、これをまず教えいただきたい。当然わかっているから、こういうふうに安いから選んだということだと思うんですが。当初はバスレンタルを含めて委託を考えていたのが、ここに来て方向転換、方針転換をすると。予算を組むときに、もうちょっと本格的に、真剣にシミュレーションしてなかったのかというのが疑問に残るんですが、それはそれとして、先ほどの数字、安いという根拠をもう一度、3択から選んだという数値を教えてください。以上です。

○議長（末吉定夫君）11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。この中に含まれる日数につきましては、17年度の実績、年間日数161日の日数を7月以降実施する9カ月で割り込んだ数値として入れてあります。

まず、バスをリースして運行委託をした場合でございますが、5年間で5,607万400円、これが運行委託をする場合の経費でございます。

中古車を購入した場合は、市内単価、県内単価、都内単価を計算して市内が39日、県内が91日、都内が19日、その総計した金額で、これは購入ですから1年目が高くなっていますが、1年目が1,779万5,980円ですが、2年から5年については購入経費が抜けますので、5年間で5,513万9,900円となります。

バスを購入する場合でございますけど、バスを購入する場合については、運転手の人件費も含まれますので、1年間でバスの金額が車両代金が3,444万円、これを含めて人件費621万3,909円、時間外、燃料費、通信運搬費等を含めて、1年目が4,255万5,671円、2年から5年までの経費が811万9,500円、5年間の経費として比較をいたしますと、バスを借り上げて業務運行す

る場合が 5,607万 400円。中古のバスを購入して運行委託する場合は 5,513万 9,900円、バスを購入して運行する場合は 7,503万 3,671円となります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1 番（土屋 元君）ありがとうございました。数字的には中古車買って運行委託するのが安いということがありましたが、中古車の程度もあると思うんですね。41万キロメートル使ったものを予定しているということなんですが、故障の原因というのは、ただ年数がたっているものが一つ、走行距離の問題もあるというのが一般的なんです、この故障が今後購入する車でも予想されるということもあろうかと思うんですが、中古車を買ったと言いながら、また故障が多くなっていくということは、当然、車両管理が所有者で市の方になるわけですね、向こうは運行委託だから。車両管理まで向こうに委託するわけじゃないと思いますので、そういうことを含めると、本当に市民のバスとして、また同じような例であじさい号と同じような故障がちの車になることもあるんじゃないかと非常に危惧しているわけです。

そこで、故障しないようにするというのは、もちろん経費を一番安くするには日々の車両管理が一番大事だと思うので、今のあじさい号の車両管理体制と今後、車両管理をどのようにするかということが、まず1点として、車両管理を今後こういうふうに考えてまよすというような形で答弁いただきたい。

それが1点と、もう一つは、161日が17年度の実績だと。これを予算化して、予算提案しましたよということになるんですが、市民の声聞くと、ぶつかり合う要望が多いということで、なかなかとれないというようなことがあろうと思うのですが、とれないというのが、まさか予算がないからとれないということは、当然ないと思いますけど、予算以内で何とか市民バスの運行費を出そうということではなく、結果的にとれない、ぶつかると、本当の意味でぶつかるというふうなことがあると思うんですが、これについて申し込みの決定というんですか、事実、そういったことの割り振りというものについて、どのような体制でそれを管理されているかということを2点目でお聞きしたいと思います。

最後に、ここの補正予算出されちゃってもあれなんです、中古車、もう少し程度のいい、41万キロメートルじゃなくて、840万円云々じゃなくて、例えば1,000万円ぐらいのものにするとかという中で検討されたのかどうか。以上3点について聞かせていただきます。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。車両関係でございますけど、車両の維持管理については、委託をする業者側の負担となります。

もう一点については、バスの運行業務委託、仕様書をこちらでつくるわけでございますけど、その仕様書の中に市が購入したバス、点検、検査、修理等により運行できない場合は、委託者の負担とする。そして、その運行が点検、検査、車検代等についても業務側、受託者側の負担とするということを入れてあります。

申し込みについてでございますけど、申し込みにつきましては、あじさい号を利用する期間、団体の代表者、利用する月の初日の3カ月前から7日前までに申請書を公民館長に提出しなければならないという規則がございます。それに基づいて公民館では処理をしております。

もっとよいものがなかったかという質問でございますけど、これにつきましては、バスの耐用年数が10年、走行距離が100万キロメートルという目安があるそうです。それに基づきまして、

この見積もりに上がってきたバスについては41万キロメートルでございますけど、まず走行距離についても100万キロまでは十分距離数はありますし、点検についても受託業者の方が点検して、運行に支障のないように走らせるという条件のもとにやっていただくつもりでございますので、その点は心配ないと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君）私も公民館バス、角度を大幅に変えまして、一、二点、質問させていただきます。

先ほど児安議員も言いましたように、これから弾力的な利用方法を検討していただけるということで、ぜひ弾力的な利用方法をお願いしたいのと、業務委託という形態に変わります中で、今までの条例に沿ってこれをやっていけるのか。例えば、第6条関係なんですけど、あじさい号の運休、毎週月曜日、これは公民館の休日に合わせての運休で今までいったと思うんですけど、業務委託となると、この辺、月曜日も運行できるような形にとれるのではないかと。

もう一つ、次の7条、これは時間の問題ですけど、午前8時30分から午後5時15分まで、2項として必要と認める場合は、1泊2日の運行もできるということも業務委託の場合、適用されて実行できるのか、この辺、ひとつ伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。月曜日の運行日の休日についてでございますけど、公民館が月曜日、休みになっております。もし月曜日運行した場合に、事故等があった場合、公民館の閉館日であった場合に処理ができなくなりますので、これは難しいと考えております。

次に、時間についてでございますが、8時30分から午後5時15分ということです。この時間については、8時30分というのが出発時間ということで考えておりますので、どうしても8時に出発したいということになれば、その理由等を考慮しまして、弾力的に対応したいと思っております。もしできた場合についてでございますが。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君）業務委託という形に変更になっても、この条例はそのまま変更せずに通用していくのかということを最後にお聞かせください。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。規則の改正でございますけど、規則については、住民の方の意向を聞きまして、すべてをのむわけにはいきませんので、こちら側で対応できる点については対応したいと考えておりますので、もし規則を改正する場合、これは明確な答弁はできませんけど、関係機関と相談して対応を考えていきたいとは考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君）条例じゃなくて規則でした。その規則を、今ありますよね。そのまま業務委託の場合に、このまま別に規則の変更なしでも、別に差し支えないんですかということをお聞きしているんですけど。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君）失礼しました。業務委託になっても、あじさい号についてはこちらの所有権がございますので、この規則で大丈夫だと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君）水野正美議員。

○15番（水野正美君）私やめようと思ったんだけど、そういう答弁されると一言言わないといけなくなっちゃうような感じがするんですね。月曜日は休みですよ。だけど、バスは運転手も全部いるんですよ。連絡がとれないというけど、私、電車の運転士やっていたけど、乗務員は休みでも、うちに電話かかってくるんだよ。乗務員がいなくなったから出てきてくれ。どうしても断らなきゃいけないときは、酒飲んじゃってだめですと言うんだよ。公民館の館長、スタッフの方々、今、携帯電話でもどこでもつながるんだよ、自宅にいらなくても。全部連絡体制ができるんですよ。公民館の職員は1人じゃないでしょう。私は365日フルに使うという、そして市民の要望にこたえるという姿勢がなかったら、バスならバスで161回しか運行しない。私も労働組合の運動やっていたからよくわかるんだけど、乗務する日を計算するときは200日か220日はじくんだよ。だけど、運行委託すれば、向こうはバスの運転手、ごろごろいっぱいいるんだから。1人が対応するわけじゃないんだから、いつだって対応できる。

問題は、行政側がそれを事故があったときには、公民館が休みで、職員が休みで、どうにもならないからだめです。こんな官僚的なことはありますか。ここを161日のあれを取っ払えば、先ほど児安議員も八代議員も言っているように、もっと市民の要望にこたえられるんですよ。そういう視点がない、そういう感覚が。

だから、私は嫌がられながら手挙げちゃったんだけど、しかも、バスは今度、委託しているんだから、プロが手入れするわけでしょう。夜に帰って来てあしたの朝に間に合うように夜勤手当出して整備させれば、できるんですよ。だからといって、バスは365日全部使えるかといったら、それは点検日もあるだろうし、いろいろあるだろう。だけど、少なくとも161日じゃないです。だから、ここのところを取っ払うようなことを考える、規則なんて変えればいいんだ、実態に合わせて。そういう姿勢がないから、だめです、月曜日は休みです、こんなことやっていたら、市民の要望にこたえられないでしょう。窓口に行って、そういう官僚的な答弁していたら市民が怒りますよ。

しかも、整備なども含めて全部委託しているんだから、委託会社の責任でやりますということになっていると、今、答弁してました。その辺は会社ときちんと詰めて、1年間でどのくらいの対応ができるのか。こっち側の都合じゃないです。会社側とバスなんです。バスだって、さっきも言ったけど365日運行できるわけじゃないですから、そういうものの関係から、何日までは可能なのか、そのことをきちんと詰めて、それに対応できる行政側の体制をとれば、161日というその殻を取っ払って、最大限バスを活用することができる。そのことをぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、その点についての見解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君）公民館バスあじさい号につきましては、この趣旨にありますように、市民の方たちが有効に使っていただけるような方法で検討しなければいけないというふうに思っています。

ご指摘のありました月曜日の使用につきましても、こちらの体制を十分整備して、うまく利用できるように体制を考えていかなければいけないかなというふうに思っておりますし、また利用日数につきましても、先ほどありました日数は経費の比較という点で実績に沿って出したものがありますから、あじさい号の趣旨に沿った利用が、もっともっと要望があるということであれば、それに対応する予算もつけていけるというふうに思っていますので、基本的にはあじさい号の目

的に沿った利用ができるような方向で考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君）161日というのは実績に沿った数字で予算を出すのに使ったということですね。ところが、その実績というのが、その実績では足りないんだと。もっと使いたいけど、使えないから我慢しちゃうという、その結果が161日でしょう。市民の要望を全部受け入れて161日じゃないでしょう、今までの各議員の皆さん方、議論していた中身はね。使いたいんだけど、ダブっちゃうとか、あるいはいろんな休みがひっかかっちゃうとか、そういうのがあって使えないということなんだから、161日というのは予算を算定するための日にちじゃないですよ。あなた方の体制、つまり受け入れる側の体制がそれだけしか対応しないから161日で終わっちゃったんです。そうでしょう。公民館は月曜日は休みだからだめですよ。あれはだめですよ、これはだめですよという、その結果が161日というのが平成17年の実績でしょう。あれはだめですよ、これはだめですよなんて言わないで、市民の要望を最大限受け入れる数字というのは161日じゃないはずですよ。だから、私は言うの。161日が単に予算を出すための数字じゃない。あなた方の受け入れる体制の側に問題があるから、161日しか市民が使えないということなんです。それを取っ払いなさいと言ってるの。その取っ払うための検討をしてくださいと。

教育長は、市民の皆さんが使えるように最大限の努力をしますと、検討いたしますというから、それ以上のことは言いませんけれども、あなた方の体制の結果が161日にあらわれちゃってるから、あなた方の体制を直さなかったらだめだよと。その上で市民の要望にこたえるために最大限、年間運行できるために、今度はバス会社、保守、運行を担当するバス会社と協議をして、どういうふうにしたら、もっと多くの日数を利用してもらえるのかということになると思うんです。そういうことを私は申し上げているんで、そういうことでご検討いただきたいと思います。これは要望ですから答弁要りません。以上で終わります。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は総務常任委員会へ、議案第34号は教育民生常任委員会へ、議案第35号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（末吉定夫君）日程第3、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元へ配布の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君）日程第４、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明６月１５日から６月２１日までの７日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、６月１５日から６月２１日までの７日間、休会することに決しました。６月２２日は午後１時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（末吉定夫君）本日はこれをもって散会いたします。

午前１１時２７分 散会

本日の会議に付した事件

- １．議案の訂正について
- １．議案第２９号～議案第３５号の上程・質疑・委員会付託
- １．請願第１号～請願第３号の委員会付託
- １．休会の件